

# 令和6年福島県警察業務運営指針

## 《基本姿勢》

### 福島を支える力強い警察

～ 県民とともに創り上げる福島のために ～

## 《重点目標》

#### ○ 県民の安全と安心を守る犯罪抑止対策の推進

関係機関・団体、地域住民等と連携し、高い規範意識と強い絆の下、安全で安心なまちづくりの気運を醸成するとともに、被災地をはじめとする地域の実態に即した総合的な犯罪抑止対策を講じます。また、子どもや女性、高齢者を犯罪等から守る活動のほか、県民生活を脅かす悪質な生活経済事犯や風俗事犯の取締り等を推進し、県民の安全と安心の確保に努めます。

#### ○ 街頭活動の推進による地域の安全と安心の確保

パトロールや巡回連絡等の街頭活動を推進し、事件・事故の発生を未然に防ぐとともに職務質問による犯罪の取締りに努めるほか、地域に密着した活動を推進し、県民が安全と安心を実感できる地域社会の実現を目指します。また、実戦的な指導等を通じて地域警察官の職務執行力の強化に努め、事件・事故が発生した際は、迅速・的確な初動警察活動を推進し、犯人の早期検挙と被害の拡大防止を図ります。

#### ○ 県民が不安を感じる犯罪の徹底検挙と組織犯罪対策の推進

県民が不安を感じる殺人、強盗等の凶悪犯罪や空き巣等の侵入窃盗、なりすまし詐欺に加え、経済活動の健全性を害する犯罪の検挙を徹底し、県民の安全と安心の確保に努めます。また、暴力団や匿名・流動型犯罪グループ等による組織犯罪に対しては、戦略的な取締りと暴力団排除条例等の効果的運用による検挙の徹底、資金源対策を推進し、組織の弱体化・壊滅を図ります。

#### ○ 総合的な交通事故防止対策の推進

県民を悲惨な交通事故から守るため、交通事故の発生実態を多角的に分析し、その結果に基づき交通安全対策や交通規制、交通指導取締り及び運転者教育を推進するとともに、自動運転や新たなモビリティに係る交通ルールの普及啓発等、総合的な交通事故防止対策を推進します。また、関係機関・団体と連携した広報活動を通じて、県民に交通安全思想の普及と浸透を図り、安全・安心で快適な秩序ある交通社会の実現を目指します。

#### ○ 緊急事態や県民生活を害する脅威への迅速・的確な対処

大規模災害等の緊急事態に迅速・的確に対処するため、危機に際して有効に機能する体制の確立や部隊の対処能力の向上等、危機管理対策を推進し、安全と安心を実感できる地域社会の実現を目指します。また、厳しさを増す国際テロをはじめとするテロ情勢、一層顕在化しつつある経済安全保障上の脅威に対処するため、官民一体となった警備諸対策を推進し、テロ等の未然防止を図ります。

#### ○ サイバー空間の脅威への的確な対処

インターネットが県民生活や経済活動に不可欠な社会基盤として定着する中、悪質・巧妙化するサイバー事案の取締りや実態解明を推進するとともに、専門的な知識・技能を有する人材の育成に努め、事案対処能力の向上を図ります。また、関係機関・団体等と連携し、広報啓発活動の推進やサイバー攻撃に対する共同対処訓練等を実施するなど、被害の未然防止や拡大防止を図ります。

#### ○ 県民のための強く、やさしく、開かれた組織づくり

優秀な人材の確保と研修等による職員の能力向上に努めるほか、装備品等の機能向上、業務のデジタル化やワークライフバランス等の推進により、社会の変化に対応できる強く柔軟な組織の構築に努めます。また、犯罪被害者等への支援の推進や相談への適切な対応に加え、苦情を踏まえた業務の改善に努め、県民の安全と安心の確保に役立つ情報の迅速・正確な広報に取り組み、開かれた組織の確立を目指します。